

随意契約理由書

件名	新港4突旅客乗降用渡橋3号機アウトリガ整備他業務
契約の相手方	株式会社IHIインフラ建設
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>新港第4突堤旅客乗降用渡橋3号機(平成8年竣工)は、神戸ポートターミナルに着岸する旅客船の乗降客に対応するため使用する旅客乗降用渡橋である。</p> <p>この渡橋は竣工から20年が経過しており、お客様に常に安全な状態を提供するためには、定期的かつ計画的な機器の更新・メンテナンスが必須であるため、アウトリガの整備等を行う。</p> <p>旅客乗降用渡橋は、各メーカーが独自の技術により設計・製作を行っているため、その構造・仕組み・運転方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムもメーカーごとに異なり、機械装置・電気制御装置の互換性がない。したがって、メーカー独自のノウハウがなければ、取替を行うことは不可能である。また、部品の調達に1カ月程度を要するため、不具合が発生してからの対応となれば隔週で使用している国際フェリーが使用出来なくなることから、事前に交換を行う必要がある。</p> <p>当該旅客乗降用渡橋の製作及び据付を行ったメーカーである株式会社IHIは、メンテナンス業務を行っていない。同社が製作した渡橋の保守・点検、メンテナンスについては、平成23年10月に行われた同社子会社間の事業統合により、出資子会社㈱IHIインフラシステムに業務移管した上で、さらにその出資子会社である上記業者に全てを移管する体制となっている。したがって上記業者は、構造・制御等について十分に熟知しており、本業務の履行が可能なのは上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局みなと振興部海務課事務係 (電話番号 078-272-1611)